

監査基準委員会報告書701の新設に伴う監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表」
の改正について

2019年2月27日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書710</p> <p style="text-align: center;">過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表</p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 <u>2011</u>年12月22日 改正 <u>2014</u>年4月4日 改正 <u>2015</u>年5月29日 <u>最終改正</u> <u>2019</u>年2月27日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第68号)</p>	<p>監査基準委員会報告書710</p> <p style="text-align: center;">過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表</p> <p style="text-align: right;">平成<u>23</u>年7月1日 改正 <u>平成23</u>年12月22日 改正 <u>平成26</u>年4月4日 <u>最終改正</u> <u>平成27</u>年5月29日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第68号)</p>
<p>《 I 本報告書の範囲及び目的》</p>	<p>《 I 本報告書の範囲及び目的》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《 4. 定義》</p>	<p>《 4. 定義》</p>
<p>5. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「比較情報」－適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び<u>注記事項</u>をいう。</p> <p>(2) 「対応数値」－比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及び<u>注記事項</u>（以下、「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と<u>注記事項</u>をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当</p>	<p>5. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「比較情報」－適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び<u>開示</u>をいう。</p> <p>(2) 「対応数値」－比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及び<u>その他の開示</u>（以下、「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と<u>開示</u>をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当</p>

新	旧
<p>該比較情報をいう。</p> <p>(3) 「比較財務諸表」－当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときに当該比較情報をいう。</p> <p>比較情報に過去複数年度の金額及び<u>注記事項</u>が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。</p>	<p>該比較情報をいう。</p> <p>(3) 「比較財務諸表」－当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときに当該比較情報をいう。</p> <p>比較情報に過去複数年度の金額及び<u>開示</u>が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。</p>
<p>《Ⅱ 要求事項》</p>	<p>《Ⅱ 要求事項》</p>
<p>《1. 監査手続》</p>	<p>《1. 監査手続》</p>
<p>6. 監査人は、適用される財務報告の枠組みで要求されている比較情報が財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。</p> <p>監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。</p> <p>(1) 比較情報が、前年度に表示された金額及び<u>注記事項</u>（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及び<u>注記事項</u>）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及び<u>注記事項</u>が妥当かどうか。</p> <p>(2) 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当年度に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び<u>注記事項</u>が妥当かどうか。</p>	<p>6. 監査人は、適用される財務報告の枠組みで要求されている比較情報が財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。</p> <p>監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。</p> <p>(1) 比較情報が、前年度に表示された金額及び<u>その他の開示</u>（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及び<u>その他の開示</u>）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及び<u>その他の開示</u>が妥当かどうか。</p> <p>(2) 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当年度に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び<u>開示</u>が妥当かどうか。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《2. 監査報告》</p>	<p>《2. 監査報告》</p>
<p>《(1) 対応数値》</p>	<p>《(1) 対応数値》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

新	旧
<p>11. 監査人は、以前に無限定意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという監査証拠を入手したが、対応数値が適切に修正再表示されていない又は<u>注記事項</u>が妥当ではない場合、当年度の財務諸表に対する監査報告書において、当該財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付意見として、限定意見又は否定的意見を表明しなければならない。(A6項参照)</p>	<p>11. 監査人は、以前に無限定意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという監査証拠を入手したが、対応数値が適切に修正再表示されていない又は<u>開示</u>が妥当ではない場合、当年度の財務諸表に対する監査報告書において、当該財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付意見として、限定意見又は否定的意見を表明しなければならない。(A6項参照)</p>
(省 略)	(省 略)
《前年度の財務諸表が監査されていない場合》	《前年度の財務諸表が監査されていない場合》
<p>13. 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない。</p> <p>ただし、当該記載によっても、<u>監査基準委員会報告書510第5項に記載</u>されているとおり、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。(A8項参照)</p>	<p>13. 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない。</p> <p>ただし、当該記載によっても、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。(監基報510第5項参照)</p>
《(2) 比較財務諸表》	《(2) 比較財務諸表》
<p>14. 比較情報が比較財務諸表として表示される場合、監査人は、財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して監査意見を表明しなければならない。(A9項及びA10項参照)</p>	<p>14. 比較情報が比較財務諸表として表示される場合、監査人は、財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して監査意見を表明しなければならない。(A8項及びA9項参照)</p>
<p>15. 当年度の監査に関連して前年度の財務諸表に対して監査意見を表明する場合において、前年度の財務諸表に対する監査意見が、以前に表明した監査意見と異なる場合には、監査人は、監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第<u>9</u>項に従い、その他の事項区分で、監査意見が異なる理由を記載しなければならない。(A11項参照)</p>	<p>15. 当年度の監査に関連して前年度の財務諸表に対して監査意見を表明する場合において、前年度の財務諸表に対する監査意見が、以前に表明した監査意見と異なる場合には、監査人は、監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第<u>7</u>項に従い、その他の事項区分で、監査意見が異なる理由を記載しなければならない。(A10項参照)</p>
《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》	《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》
(省 略)	(省 略)

新	旧
<p>17. 監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）に報告するとともに、前任監査人を含め三者間で協議するよう求めなければならない。</p> <p>前年度の財務諸表が訂正され、前任監査人が、訂正された前年度の財務諸表に対して新しい監査報告書を発行することに同意する場合、監査人は、当年度の財務諸表のみに監査意見を表明しなければならない。</p> <p>(A12項参照)</p>	<p>17. 監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）に報告するとともに、前任監査人を含め三者間で協議するよう求めなければならない。</p> <p>前年度の財務諸表が訂正され、前任監査人が、訂正された前年度の財務諸表に対して新しい監査報告書を発行することに同意する場合、監査人は、当年度の財務諸表のみに監査意見を表明しなければならない。</p> <p>(A11項参照)</p>
<p>《前年度の財務諸表が監査されていない場合》</p>	<p>《前年度の財務諸表が監査されていない場合》</p>
<p>18. 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、比較財務諸表が監査されていない旨を記載しなければならない。</p> <p>ただし、当該記載によっても、<u>監査基準委員会報告書510第5項に記載されているとおり</u>、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。(A13項参照)</p>	<p>18. 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、比較財務諸表が監査されていない旨を記載しなければならない。</p> <p>ただし、当該記載によっても、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。(監基報510第5項参照)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《2. 監査報告》</p>	<p>《2. 監査報告》</p>
<p>《(1) 対応数値》</p>	<p>《(1) 対応数値》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《前年度の除外事項付意見の原因が未解消の場合の監査報告書上の取扱い》 (第10項参照)</p>	<p>《前年度の除外事項付意見の原因が未解消の場合の監査報告書上の取扱い》 (第10項参照)</p>
<p>A3. 以前に発行した前年度の監査報告書において、除外事項付意見（すなわち限定意見、否定的意見、又は意見不表明）が表明されていたが、除外事項付意見の原因となった事項が解消され、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表において当該事項が適切に会計処理又は注記さ</p>	<p>A3. 以前に発行した前年度の監査報告書において、除外事項付意見（すなわち限定意見、否定的意見、又は意見不表明）が表明されていたが、除外事項付意見の原因となった事項が解消され、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表において当該事項が適切に会計処理又は開示さ</p>

新	旧
<p>れた結果、比較可能性が確保されている場合、前年度の除外事項を当年度の財務諸表に対する監査報告書において除外事項として取り扱う必要はない。</p>	<p>れた結果、比較可能性が確保されている場合、前年度の除外事項を当年度の財務諸表に対する監査報告書において除外事項として取り扱う必要はない。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《前年度の財務諸表における虚偽表示》(第 11 項参照)</p>	<p>《前年度の財務諸表における虚偽表示》(第 11 項参照)</p>
<p>A6. 虚偽表示のある前年度の財務諸表が訂正されておらず、監査報告書も再発行されていないが、当年度の財務諸表において、対応数値が適切に修正再表示されている、又は<u>注記が行われている</u>場合、監査人は、監査報告書に強調事項区分を設けて、財務諸表の<u>注記事項の</u>関連する記載箇所を参照し、当該事項に関する概要を記載することを検討する。(監基報706参照)</p>	<p>A6. 虚偽表示のある前年度の財務諸表が訂正されておらず、監査報告書も再発行されていないが、当年度の財務諸表において、対応数値が適切に修正再表示されている、又は<u>開示が妥当な</u>場合、監査人は、監査報告書に強調事項区分を設けて、<u>当該事項に関する概要を記載するとともに、財務諸表上の開示のうち関連する記載箇所について</u>記載することを検討する。(監基報706参照)</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《前年度の財務諸表が監査されていない場合》(第 13 項参照)</p>	(新 設)
<p>A8. <u>監査人が、期首残高に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった場合、監査人は、監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」に従い、当該財務諸表について限定意見を表明するか、又は意見を表明しないことが求められる。また、監査人が、期首残高は当期の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示を含んでいないことについて十分かつ適切な監査証拠を入手することが困難である場合、監査人は、監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項の報告」に従い、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断することがある。</u></p>	(新 設)
<p>《(2) 比較財務諸表》</p>	<p>《(2) 比較財務諸表》</p>
<p>《意見表明における原則的取扱い》(第 14 項参照)</p>	<p>《意見表明における原則的取扱い》(第 14 項参照)</p>
<p>A9-A10. (省 略)</p>	<p>A8-A9. (省 略)</p>
<p>《前年度の財務諸表に対して以前と異なる意見を表明する場合》(第 15 項参照)</p>	<p>《前年度の財務諸表に対して以前と異なる意見を表明する場合》(第 15 項参照)</p>
<p>A11. (省 略)</p>	<p>A10. (省 略)</p>

新	旧
<p>《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》（第17項参照）</p> <p>A12. 前任監査人は、前年度の財務諸表に対する監査報告書を再発行することができない、又はそれを拒否することがある。監査人は、監査報告書のその他の事項区分において、前任監査人が訂正前の前年度の財務諸表に対して監査意見を表明した旨を記載する場合がある。</p> <p>加えて、監査人が訂正事項について監査を行う場合において、適切に訂正が行われたことに関する心証を得るに足る十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に、以下のような記載を含める場合がある。</p> <p>また、当監査法人は、X2年の財務諸表に対する監査において、注記Xに記載されたX1年の財務諸表の訂正事項について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、当該訂正事項は適切であり、X1年の財務諸表に適切に反映されていると認める。</p> <p>当監査法人は、当該訂正事項に関して実施した手続を除き、会社のX1年の財務諸表に対して、監査、レビュー又は他のいかなる手続も実施していない。したがって、当監査法人は、X1年の財務諸表全体に対して、意見又は他のいかなる種類の保証も提供しない。</p>	<p>《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》（第17項参照）</p> <p>A11. 前任監査人は、前年度の財務諸表に対する監査報告書を再発行することができない、又はそれを拒否することがある。監査人は、監査報告書のその他の事項区分において、前任監査人が訂正前の前年度の財務諸表に対して監査意見を表明した旨を記載する場合がある。</p> <p>加えて、監査人が訂正事項について監査を行う場合において、適切に訂正が行われたことに関する心証を得るに足る十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に、以下のような記載を含める場合がある。</p> <p>また、当監査法人は、<u>平成X2年</u>の財務諸表に対する監査において、注記Xに記載された<u>平成X1年</u>の財務諸表の訂正事項について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、当該訂正事項は適切であり、<u>平成X1年</u>の財務諸表に適切に反映されていると認める。</p> <p>当監査法人は、当該訂正事項に関して実施した手続を除き、会社の<u>平成X1年</u>の財務諸表に対して、監査、レビュー又は他のいかなる手続も実施していない。したがって、当監査法人は、<u>平成X1年</u>の財務諸表全体に対して、意見又は他のいかなる種類の保証も提供しない。</p>
<p>《前年度の財務諸表が監査されていない場合》（第18項参照）</p>	<p>（新 設）</p>
<p>A13. <u>監査人が、期首残高に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった場合、監査人は、監査基準委員会報告書705に従い、当該財務諸表について限定意見を表明するか、又は意見を表明しないことが求められる。</u></p> <p><u>また、監査人が、期首残高は当期の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示を含んでいないことについて十分かつ適切な監査証拠を入手することが困難である場合、監査人は、監査基準委員会報告書701に従い、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断することがある。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（<u>2011年</u>7月1日）は、<u>2011年</u>7月1日に発効し、<u>2011年</u>9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び<u>2012年</u>3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 本報告書（<u>2011年</u>12月22日）は、<u>2012年</u>4月1日以後開始する事業年 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（<u>平成23年</u>7月1日）は、<u>平成23年</u>7月1日に発効し、<u>平成23年</u>9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び<u>平成24年</u>3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 本報告書（<u>平成23年</u>12月22日）は、<u>平成24年</u>4月1日以後開始する事

新							旧						
<p>度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2014年4月4日）は、<u>2014年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> 本報告書（2015年5月29日）は、<u>2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> 本報告書（2019年2月27日）は、<u>以下の事業年度に係る監査等から適用する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A8 項及び A13 項並びに文例）は、2021 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020 年 3 月 31 日（米国証券取引委員会に登録している会社においては 2019 年 12 月 31 日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。</u> <u>上記以外の改正は、2020 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</u> 							<p>業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書（平成26年4月4日）は、<u>平成26年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> 本報告書（平成27年5月29日）は、<u>平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> 						
《付録 監査報告書の文例》 （A5 項、A7 項及び A10 項参照）							《付録 監査報告書の文例》						
	監査対象	財務報告の枠組み	グループ監査適用の有無	意見表明方式	監査意見	その他の事項	(新 設)						
文例 1	財務諸表	一般目的/適正表示	適用なし	対応数値	限定付適正	記載なし							
文例 2	財務諸表	一般目的/適正表示	適用なし	対応数値	限定付適正	記載なし							
文例 3	財務諸表	一般目的/適正表示	適用なし	対応数値	無限定適正	記載あり							

新							旧
文例 4	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	比較財務諸表	限定付適正	記載なし	
《文例 1》							《文例 1 一対対応数値》 (A5項参照)
文例の前提となる状況							第10項(1)に記載された状況に関する報告書の文例
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準委員会報告書600「グループ監査」は適用されない)。</u> ・ <u>監査契約書において、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</u> ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要であり、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が求められる。 ・ <u>監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。</u> ・ <u>監査基準委員会報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</u> ・ <u>会社は監査役会設置会社である。</u> ・ <u>監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</u> 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要であり、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が求められる。
独立監査人の監査報告書							独立監査人の監査報告書
[宛先]							[宛先]

新	旧
<p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の署名]</p>	<p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [監査人の署名]</p>
<p>＜財務諸表監査＞（注1）</p> <p>限定付適正意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書<u>及び重要な会計方針を含む財務諸表の注記</u>について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>	<p>＜財務諸表監査＞（注1）</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の<u>平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報</u>について監査を行った。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任</p> <p><u>経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</u></p>
<p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠していない。これは、前事業年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が当該年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明する原因となっている。</p> <p>建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、X1年にXXX、</p>	<p>監査人の責任</p> <p><u>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</u></p> <p><u>監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手す</u></p>

新	旧
<p>X0年にXXX過少に表示され、有形固定資産は、X1年にXXX、X0年にXXX過大に、また欠損金は、X1年にXXX、X0年にXXX過少に表示されている。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査上の主要な検討事項 <u>[監査基準委員会報告書701及び同705に従った記載]</u></p> <p>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 <u>[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]</u></p> <p>財務諸表監査における監査人の責任 <u>[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]</u></p>	<p><u>るための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する(注3)。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。</u></p> <p>当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠していない。これは、前事業年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が当該年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明する原因となっている。</p> <p>建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示され、有形固定資産は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過大に、また欠損金は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示されている。</p> <p>限定付適正意見</p> <p>当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組</p>

新	旧
<p data-bbox="136 395 573 427"><法令等に基づくその他の報告></p> <p data-bbox="181 443 264 475">(省略)</p> <p data-bbox="136 539 253 571">利害関係</p> <p data-bbox="136 587 1061 659">会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p data-bbox="1178 148 2107 316">み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p data-bbox="1178 387 1816 419"><法令等が要求するその他の事項に対する報告></p> <p data-bbox="1196 435 1279 467">(省略)</p> <p data-bbox="1178 531 1294 563">利害関係</p> <p data-bbox="1178 579 2107 651">会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
<p data-bbox="136 729 264 761">《文例2》</p>	<p data-bbox="1178 729 1626 761">《文例2 対応数値》(A5項参照)</p>
<p data-bbox="181 777 472 809">文例の前提となる状況</p>	<p data-bbox="1223 777 1883 809">第10項(2)に記載された状況に関する報告書の文例</p>
<ul data-bbox="159 825 1104 1455" style="list-style-type: none"> ・ <u>上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準委員会報告書600は適用されない。）。</u> ・ <u>監査契約書において、監査基準委員会報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</u> ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ <u>監査人は、当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要ではないが、（未解消事項が）当年度の数値と対応数値の比較可能性に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響によって、当年度の財務諸表に対して除外事項付限定意見が適切と判断している。</u> ・ <u>監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書570に</u> 	<ul data-bbox="1200 1056 2145 1367" style="list-style-type: none"> ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要ではないが、（未解消事項が）当年度の数値と対応数値の比較可能性に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響によって、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が<u>求められる。</u>

新	旧
<p>従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監査基準委員会報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</u> ・ <u>会社は監査役会設置会社である。</u> ・ <u>監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</u> 	
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>限定付適正意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む財務諸表の注記について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任</p> <p>経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p>

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前事業年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前事業年度の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、×年×月×日をもって終了する前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。よって、当該事項が当事業年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

[監査基準委員会報告書701及び同705に従った記載]

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]

財務諸表監査における監査人の責任

[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する（注3）。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、平成X0年×月×日に監査契約を締結したため、前事業年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前事業年度の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、平成X0年3月31日をもって終了する前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。よって、当該事項が当事業年度

新	旧
<p data-bbox="129 651 573 687"><法令等に基づくその他の報告></p> <p data-bbox="174 699 264 735">(省略)</p> <p data-bbox="129 794 253 831">利害関係</p> <p data-bbox="129 842 1061 922">会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p data-bbox="1173 140 2105 220">の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。</p> <p data-bbox="1173 284 1384 320">限定付適正意見</p> <p data-bbox="1173 331 2105 592">当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p data-bbox="1173 651 1818 687"><法令等が要求するその他の事項に対する報告></p> <p data-bbox="1189 699 1279 735">(省略)</p> <p data-bbox="1173 794 1296 831">利害関係</p> <p data-bbox="1173 842 2105 922">会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
<p data-bbox="129 981 264 1018">《文例3》</p>	<p data-bbox="1173 981 1637 1018">《文例3－対応数値》(A7項参照)</p>
<p data-bbox="143 1029 443 1066">文例の前提となる状況</p>	<p data-bbox="1189 1029 1809 1066">第12項に記載された状況に関する報告書の文例</p>
<ul data-bbox="152 1077 1106 1485" style="list-style-type: none"> ・ <u>上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準委員会報告書600は適用されない。）。</u> ・ <u>監査契約書において、監査基準委員会報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</u> ・ <u>監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</u> ・ <u>監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は</u> 	

新	旧
<p><u>状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監査基準委員会報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</u> ・ <u>比較情報が対応数値として表示されており、前年度の財務諸表を前任監査人が監査している。</u> ・ <u>監査人は、監査報告書において、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を<u>その他の事項として記載することとしている。</u></u> ・ <u>会社は監査役会設置会社である。</u> ・ <u>監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の財務諸表を前任監査人が監査している。 ・ 監査報告書において、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載することが法令等によって禁止されておらず、かつ監査人がそれを記載することにした場合
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む財務諸表の注記について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態並びに</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任</p>

新	旧
<p>同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査上の主要な検討事項 <u>[監査基準委員会報告書701及び同705に従った記載]</u></p> <p>その他の事項 会社の×年×月×日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して×年×月×日付けで無限定適正意見を表明している。</p> <p>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 <u>[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]</u></p> <p>財務諸表監査における監査人の責任 <u>[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った報告]</u></p>	<p><u>経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</u></p> <p>監査人の責任 <u>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</u></p> <p><u>監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する(注3)。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。</u></p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フロー</p>

新	旧
<p><法令等に基づくその他の報告> (省略)</p> <p>利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p>の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>その他の事項 会社の平成X0年X月X日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、〇〇株式会社の前事業年度の財務諸表に対して平成X1年X月X日付けで無限定適正意見を表明している。</p> <p><法令等が要求するその他の事項に対する報告> (省略)</p> <p>利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
<p>《文例4》</p>	<p>《文例4—比較財務諸表》 (A9項参照)</p>
<p>文例の前提となる状況</p>	<p>第14項に記載された状況に関する報告書の文例</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準委員会報告書600は適用されない。)</u> ・ <u>監査契約書において、監査基準委員会報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</u> ・ 監査人は、当年度の監査に関連して、当年度の財務諸表と前年度の財務諸表の両方に対して監査意見を表明することが求められている。 ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ <u>監査人は、当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性の</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、当年度の監査に関連して、当年度の財務諸表と前年度の財務諸表の両方に対して監査意見を表明することが求められている。 ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。 ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。 ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響

新	旧
<p>ある影響が当年度の財務諸表と前年度の財務諸表のいずれにとっても重要であり、除外事項付<u>限定意見が適切と判断している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準委員会報告書570に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性は存在しないと判断している。</u> ・ <u>監査基準委員会報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</u> ・ <u>会社は監査役会設置会社である。</u> ・ <u>監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</u> 	<p>が当年度の財務諸表と前年度の財務諸表のいずれにとっても重要であり、除外事項付意見が<u>求められる。</u></p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>限定付適正意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社のX1年×月×日からX1年×月×日まで、及びX0年×月×日からX0年×月×日までの2事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む財務諸表の注記について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社のX1年×月×日及びX0年×月×日</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社の平成X1年X月X日から平成X1年X月X日まで、及び平成X0年X月X日から平成X0年X月X日までの2事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任</p> <p>経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して</p>

新	旧
<p>現在の財政状態並びに同日をもって終了するそれぞれの事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠していない。</p> <p>建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、X1年にXXX、X0年にXXX過少に表示され、有形固定資産は、X1年にXXX、X0年にXXX過大に、また欠損金は、X1年にXXX、X0年にXXX過少に表示されている。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。<u>監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</u></p> <p>監査上の主要な検討事項</p> <p><u>[監査基準委員会報告書701及び同705に従った記載]</u></p> <p>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</p> <p><u>[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]</u></p> <p>財務諸表監査における監査人の責任</p> <p><u>[監査基準委員会報告書700付録文例1に従った記載]</u></p>	<p><u>財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</u></p> <p>監査人の責任</p> <p><u>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</u></p> <p><u>監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する(注3)。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。</u></p> <p>当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠していない。</p> <p>建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法</p>

新	旧
<p data-bbox="129 746 573 826"> <法令等に基づくその他の報告> (省略) </p> <p data-bbox="129 887 1061 1015"> 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 </p>	<p data-bbox="1173 140 2107 316"> による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示され、有形固定資産は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過大に、また欠損金は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示されている。 </p> <p data-bbox="1173 376 2107 687"> 限定付適正意見 当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社の平成X1年X月X日現在及び平成X0年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了するそれぞれの事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 </p> <p data-bbox="1173 746 1818 826"> <法令等が要求するその他の事項に対する報告> (省略) </p> <p data-bbox="1173 887 2107 1015"> 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 </p>
<p data-bbox="129 1078 584 1110"> 《文例1から文例4に対する注》 </p>	<p data-bbox="1585 1078 1697 1110">(同 左)</p>
<p data-bbox="129 1126 1106 1206">(注1) 「<法令等に基づくその他の報告>」がない場合は、「<財務諸表監査>」は不要である。</p> <p data-bbox="129 1222 981 1254">(注2) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。</p> <p data-bbox="958 1406 1077 1437">以 上</p>	<p data-bbox="1173 1126 2145 1206">(注1) 「<法令等が要求するその他の事項に対する報告>」がない場合は、「<財務諸表監査>」は不要である。</p> <p data-bbox="1173 1222 2024 1254">(注2) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。</p> <p data-bbox="1173 1270 2145 1390"> <u>(注3) 監査人が、財務諸表監査に併せて内部統制の有効性に対して意見を表明している場合においても、財務諸表監査の目的は変わらないため、当該記載の変更は必要ない。</u> </p> <p data-bbox="2002 1406 2121 1437">以 上</p>

以 上